

令和5年度における環境配慮契約法 基本方針等の検討方針・課題等（案）

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和5年度の専門委員会及び中期の
基本方針等検討スケジュール（案）

令和5年7月24日

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和5年度の専門委員会及び中期の基本方針等検討スケジュール（案）

I. 電気の供給を受ける契約

電力専門委員会※において、以下の事項を中心に検討を行い**基本方針等の改定に反映**

※ 令和4年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会において継続設置了承

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

I. 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討

令和4年度の電力専門委員会において2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの方向性として、以下のとおり考え方を整理

- 2030年度の排出係数 (0.25kg-CO₂/kWh) を見据え、2030年度の排出係数しきい値は0.31kg-CO₂/kWh程度とすること
- 小売電気事業者の予見可能性に配慮しつつ、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げることにより、我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図ること
- 令和5年度契約からの排出係数しきい値を0.600kg-CO₂/kWhに設定
- 適切なタイミング (少なくとも2年に1回程度を想定) で見直すこと

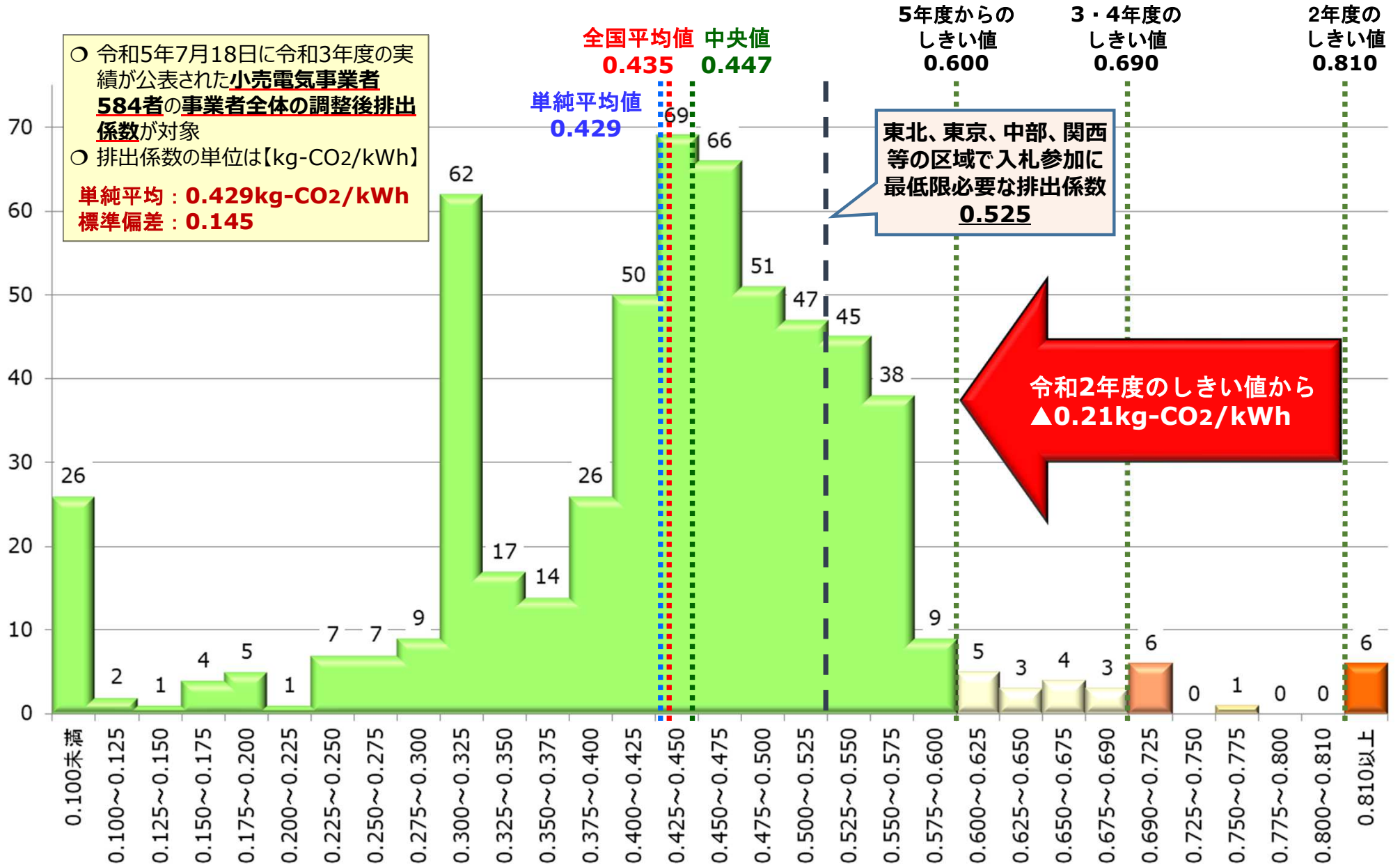


以下の状況を点検・確認し、電力専門委員会における議論等を踏まえ、排出係数しきい値の見直しの必要性等について検討

- ✓ 国等の機関の環境配慮契約の実績、再エネ電力の調達実績
- ✓ 地球温暖化対策計画、政府実行計画等の関連施策・計画との整合及びその進捗状況
- ✓ 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数及び上限値としての役割
- ✓ 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数・電源構成の推移、供給区域別参入状況等

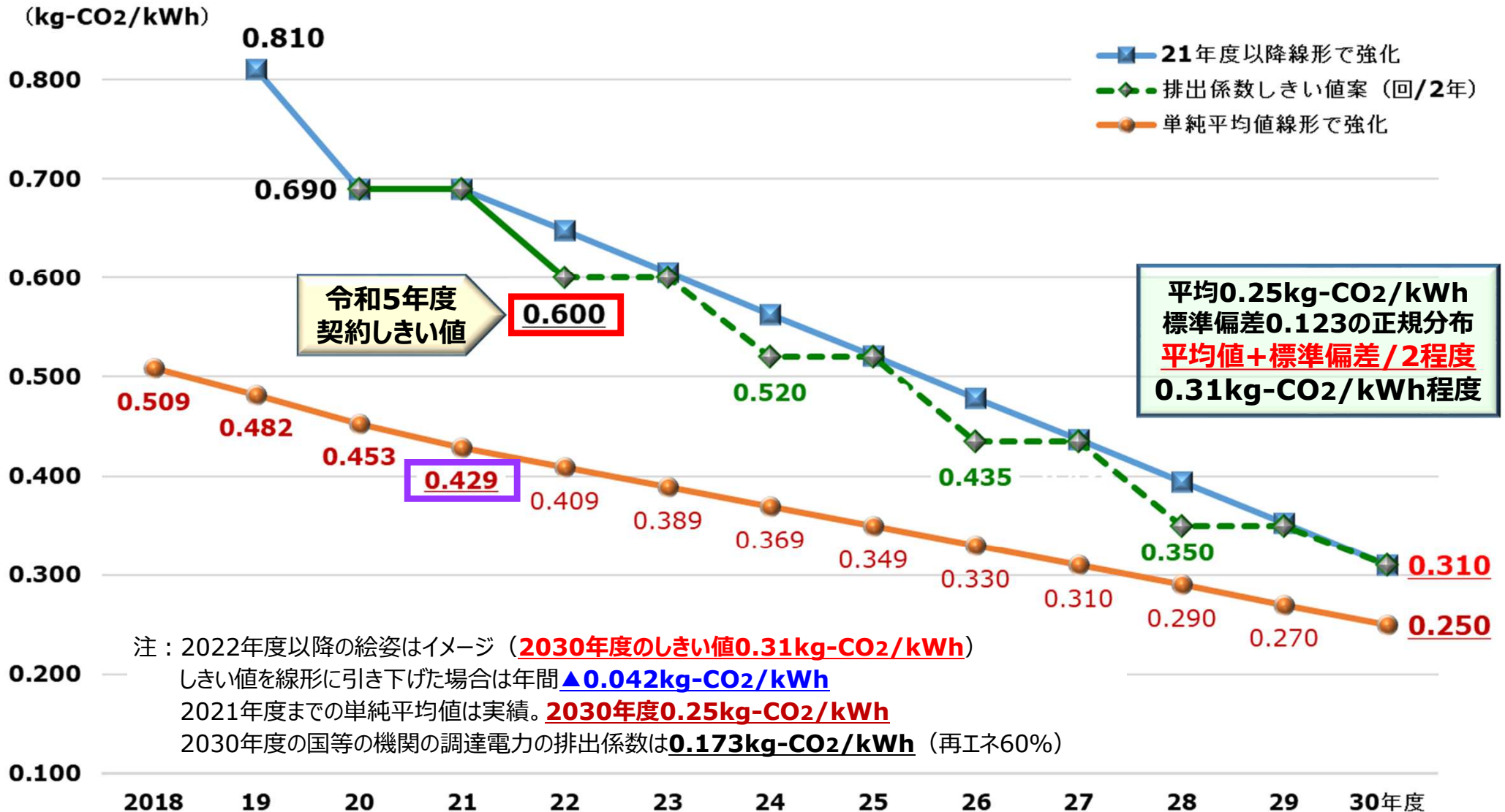
【参考】小売電気事業者の令和3年度の調整後排出係数の分布

- 令和5年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3・4年度のしきい値から更に**0.09kg-CO₂/kWh**引き下げ



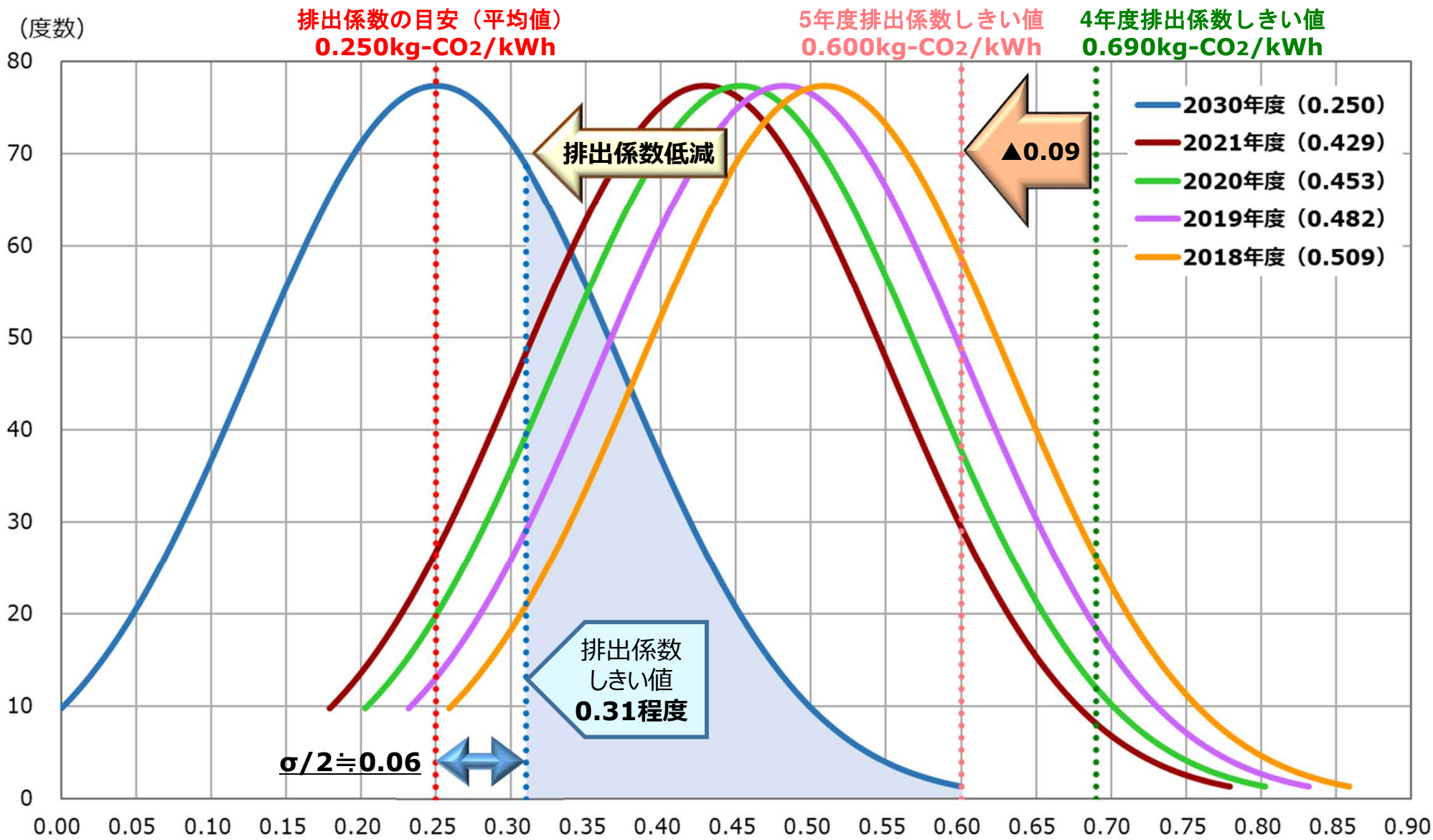
【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性

- エネルギーミックスに整合する2030年度の排出係数に基づく **排出係数しきい値引き下げの方向性**を以下のとおりとし、少なくとも**2年に1回程度見直し**
- **令和5年度契約**からの排出係数しきい値を**0.600kg-CO₂/kWh**に設定

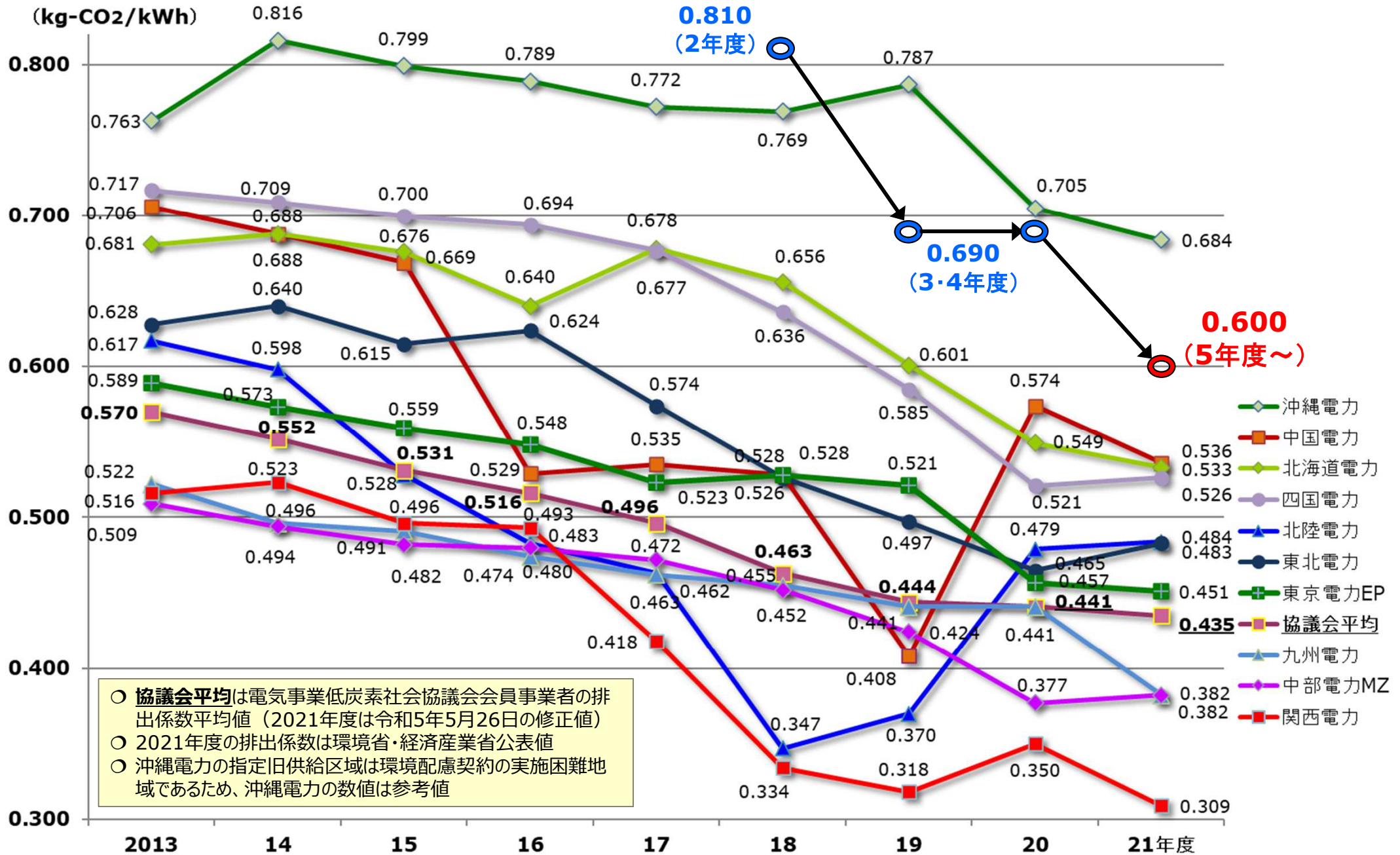


【参考】正規分布と仮定した場合の2030年度排出係数しきい値

- 2018～20年度の調整後排出係数分布から各年度の平均値及び標準偏差を算出
- 3か年分の標準偏差の平均 ($\sigma=0.123$)、最頻値の平均 (78) から2030年度の排出係数しきい値を「平均値+標準偏差/2程度」として設定 (約31%除外)



【参考】みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移



【参考】令和5年度における供給区域別裾切り配点例

○ 供給区域別の裾切り基準のうち、排出係数の配点（**100点満点中70点**）は下表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の**20点**、未利用エネ活用状況で満点の**10点**を獲得した場合、入札資格資格（70点以上）を得るためには、**排出係数で最低40点**が必要

➡ 東京電力PG等の一般送配電事業者の6供給区域（赤枠）において40点を獲得するために満たすべき排出係数は**0.525kg-CO₂/kWh**未満

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	65	65	65	65	65	70	70	65
0.400 以上 0.425 未満	70	60	60	60	60	60	70	70	60
0.425 以上 0.450 未満	65	55	55	55	55	55	70	65	55
0.450 以上 0.475 未満	60	50	50	50	50	50	65	60	50
0.475 以上 0.500 未満	55	45	45	45	45	45	60	55	45
0.500 以上 0.525 未満	50	40	40	40	40	40	55	50	40
0.525 以上 0.550 未満	45	35	35	35	35	35	50	45	35
0.550 以上 0.575 未満	40	30	30	30	30	30	45	40	30
0.575 以上 0.600 未満	35	25	25	25	25	25	40	35	25
0.600 以上 令和5年度 しきい値	0								

② 環境配慮契約未実施機関への対応

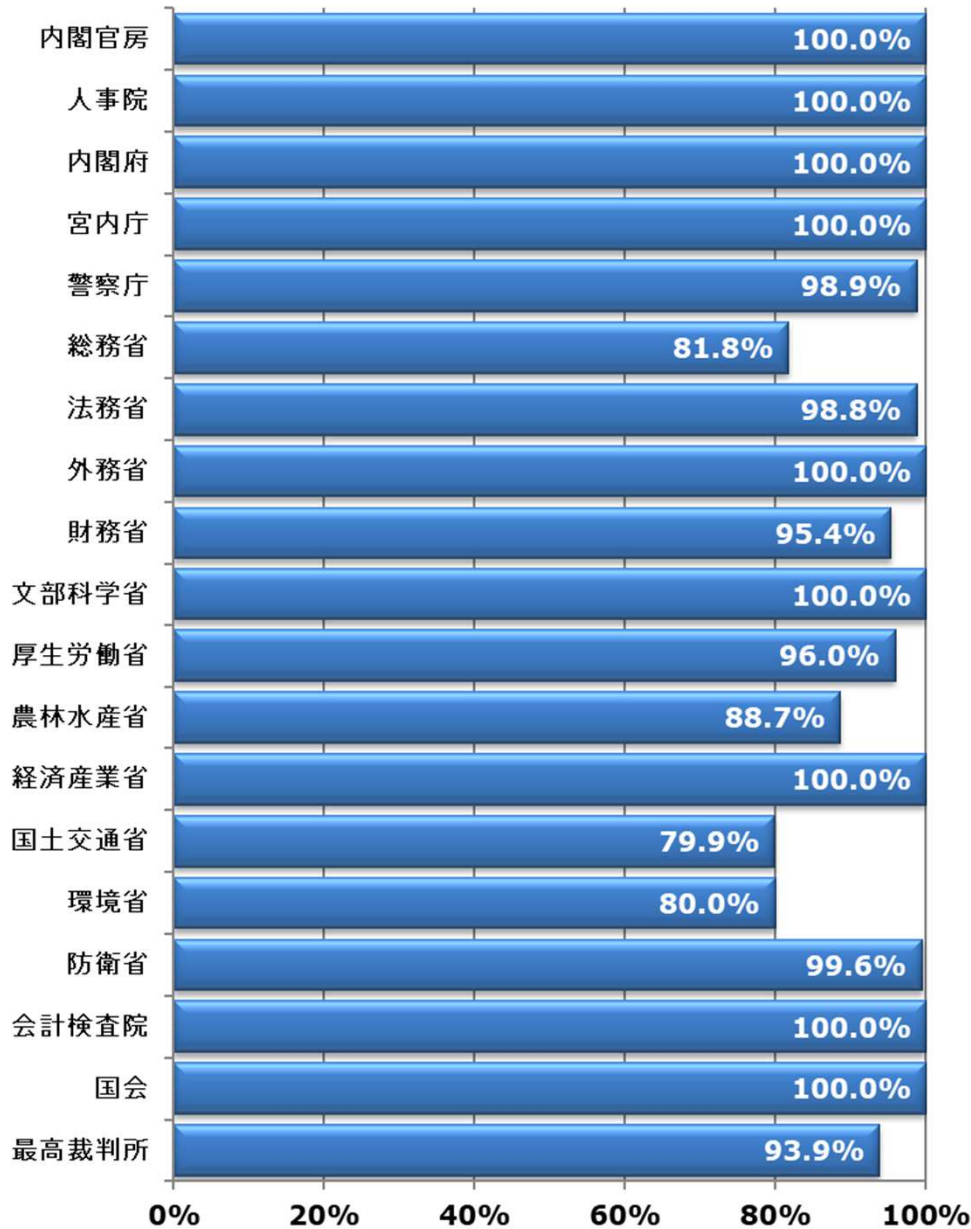
環境配慮契約未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表により自主的・積極的な取組を促すこと
 - 環境配慮契約締結契約実績の確認・精査後、早期に未実施機関・施設を公表
 - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認（令和3年度における今後の契約の見込等）
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等の実施
 - 所管する府省庁に対する情報提供等の実施
 - 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施

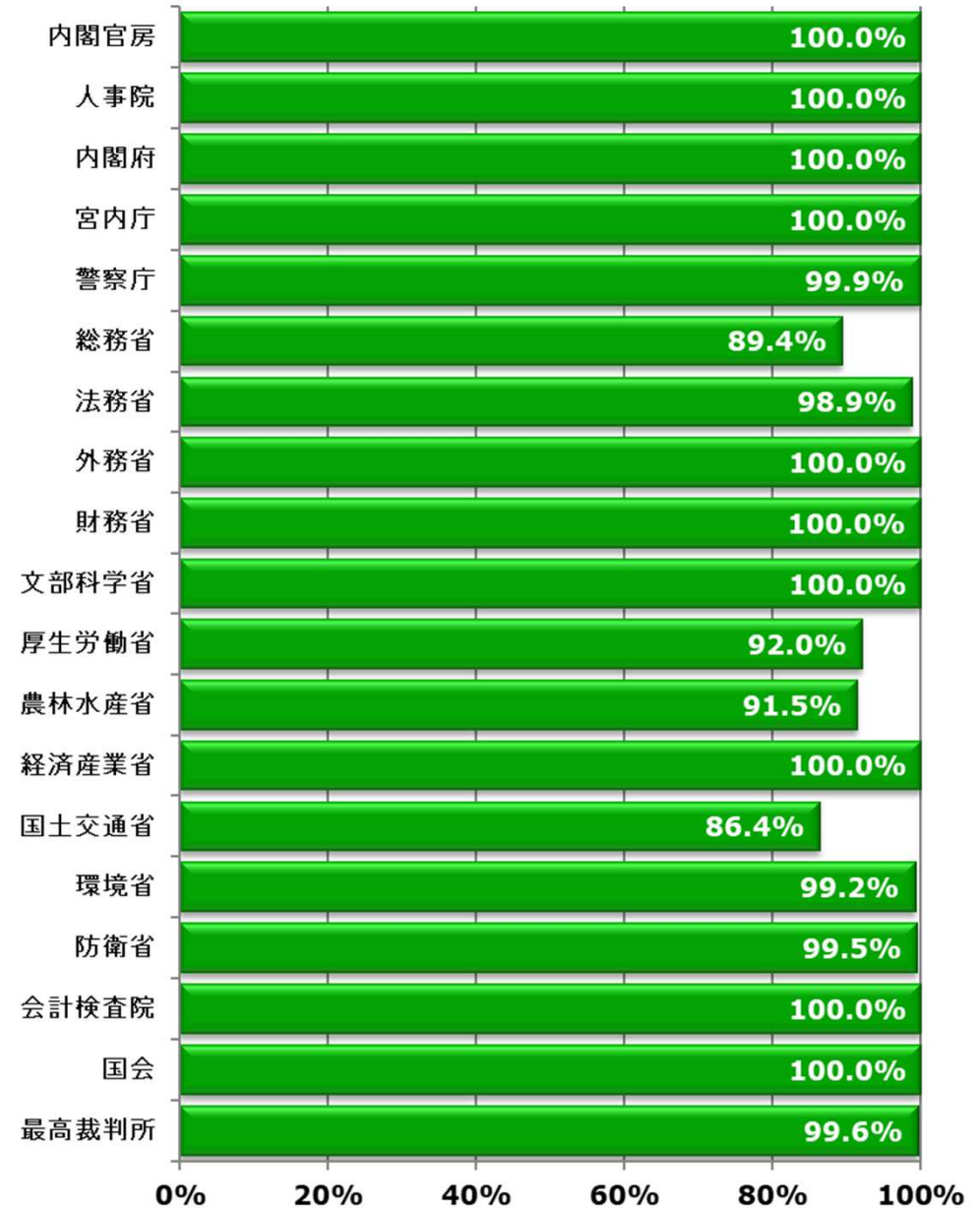


令和4年度における環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、**環境配慮契約未実施機関・施設の公表**（継続実施）及び**未実施機関へのフォローアップ**等の普及促進策を実施

【参考】府省庁別環境配慮契約実施状況（令和3年度国の機関）



環境配慮契約の実施状況【件数】

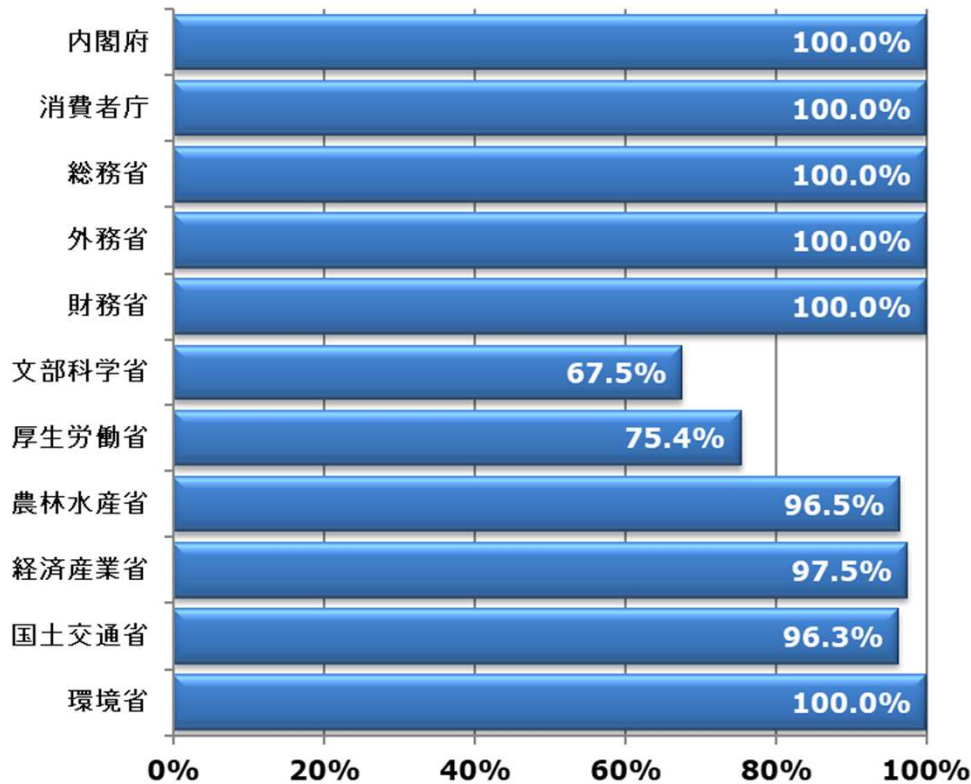


環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

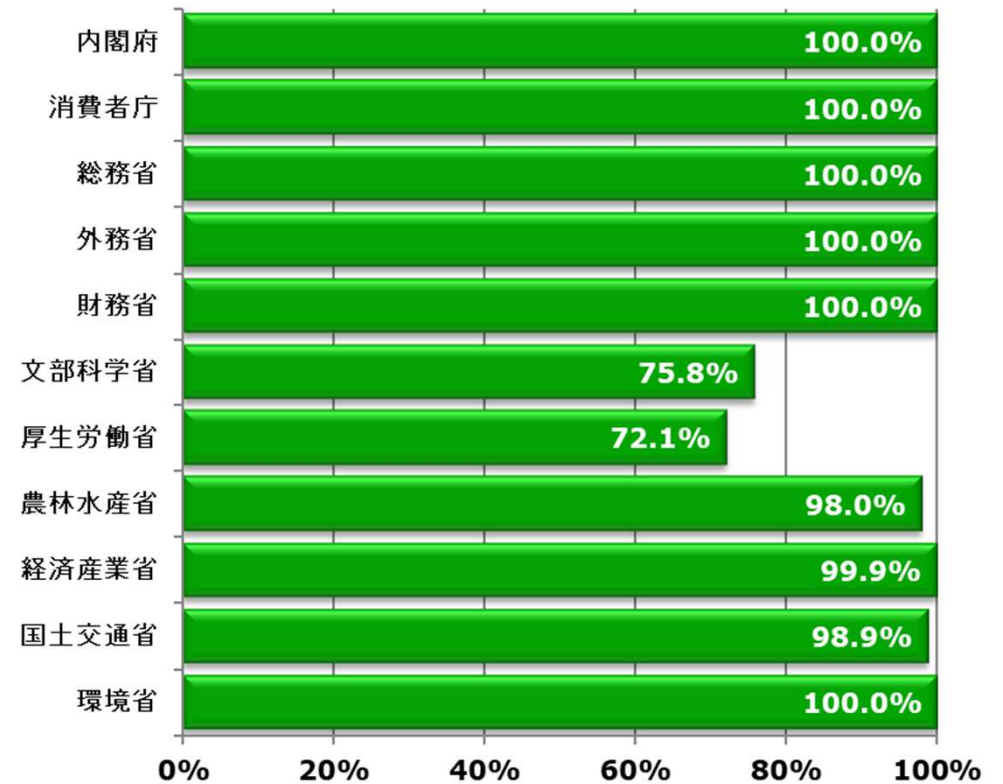
注1：環境配慮契約の実施が不可能（実施不可能の詳細については次スライドを参照）を除く

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

【参考】府省庁別環境配慮契約実施状況（令和3年度独立行政法人等）



環境配慮契約の実施状況【件数】



環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

注1：環境配慮契約の実施が不可能を除く

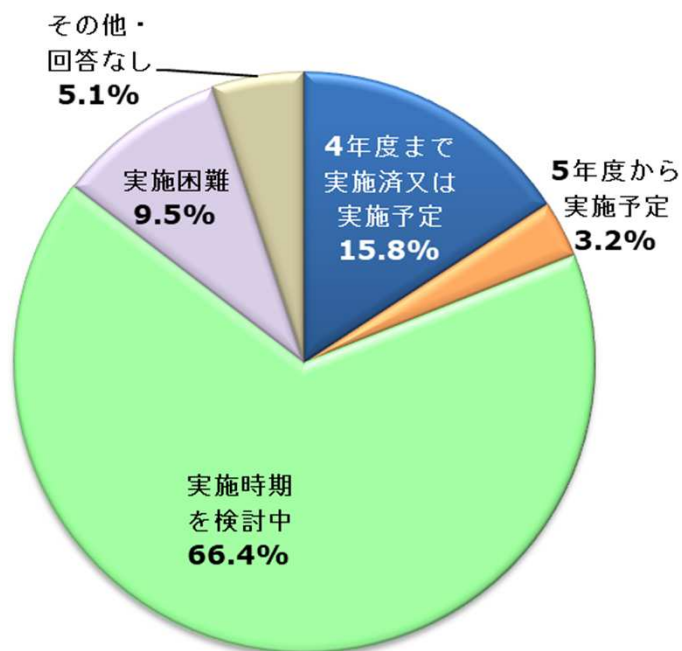
「環境配慮契約の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む）」
 「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約」及び「少額随意契約」が該当。「緊急的・臨時的な契約」には最終保障契約に移行したものを含む

注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

【参考】環境配慮契約未実施機関の今後の見通し（令和3年度実績）

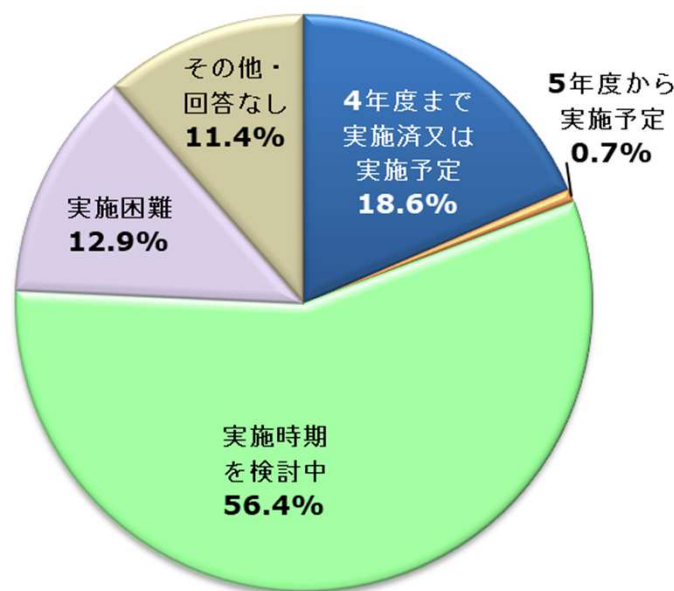
- 国及び独立行政法人等全体では「**実施時期を検討中**」が**66.4%**と約3分の2を占め、「**実施困難**」は**9.5%**、8割以上の機関が環境配慮契約を実施又は実施予定
- 国及び独立行政法人等はともに「**実施時期を検討中**」が最も多く、国の機関は**4年度までに実施又は実施予定が18.6%**、「**実施困難**」が**12.9%**、独立行政法人等は**4年度までに実施又は実施予定が14.4%**、「**実施困難**」が**7.7%**

国及び独立行政法人等



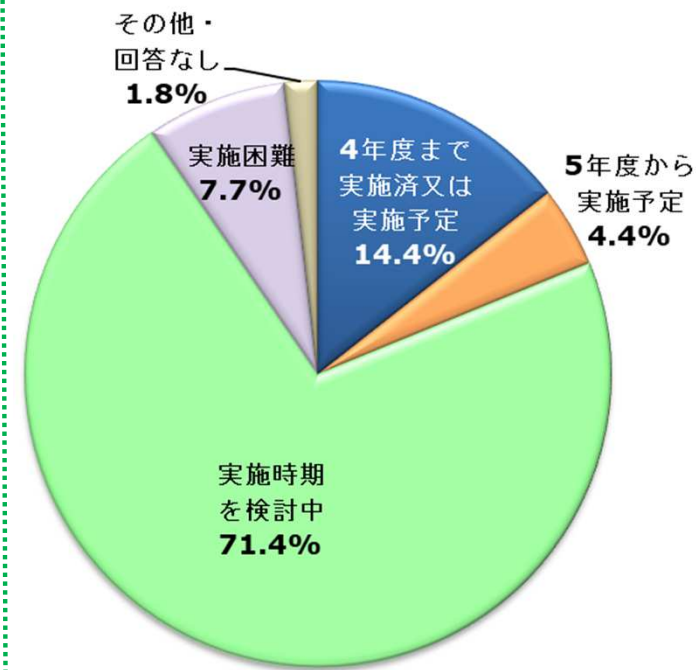
未実施機関数：411件

国の機関



未実施機関数：140件

独立行政法人等



未実施機関数：271件

I. 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

国及び独立行政法人等の調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書に明記するとともに、2030年度まで計画的・継続的に引き上げ
 - 調達する再エネ電力は電源が特定されていることを必須とし、再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨
 - ➡ 調達電力の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源＋大型水力
 - ➡ 再エネ導入状況の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（水力発電3万kW未満）
- ※ 関連制度・計画等で「再エネの定義」が整理された場合には整合するよう見直し



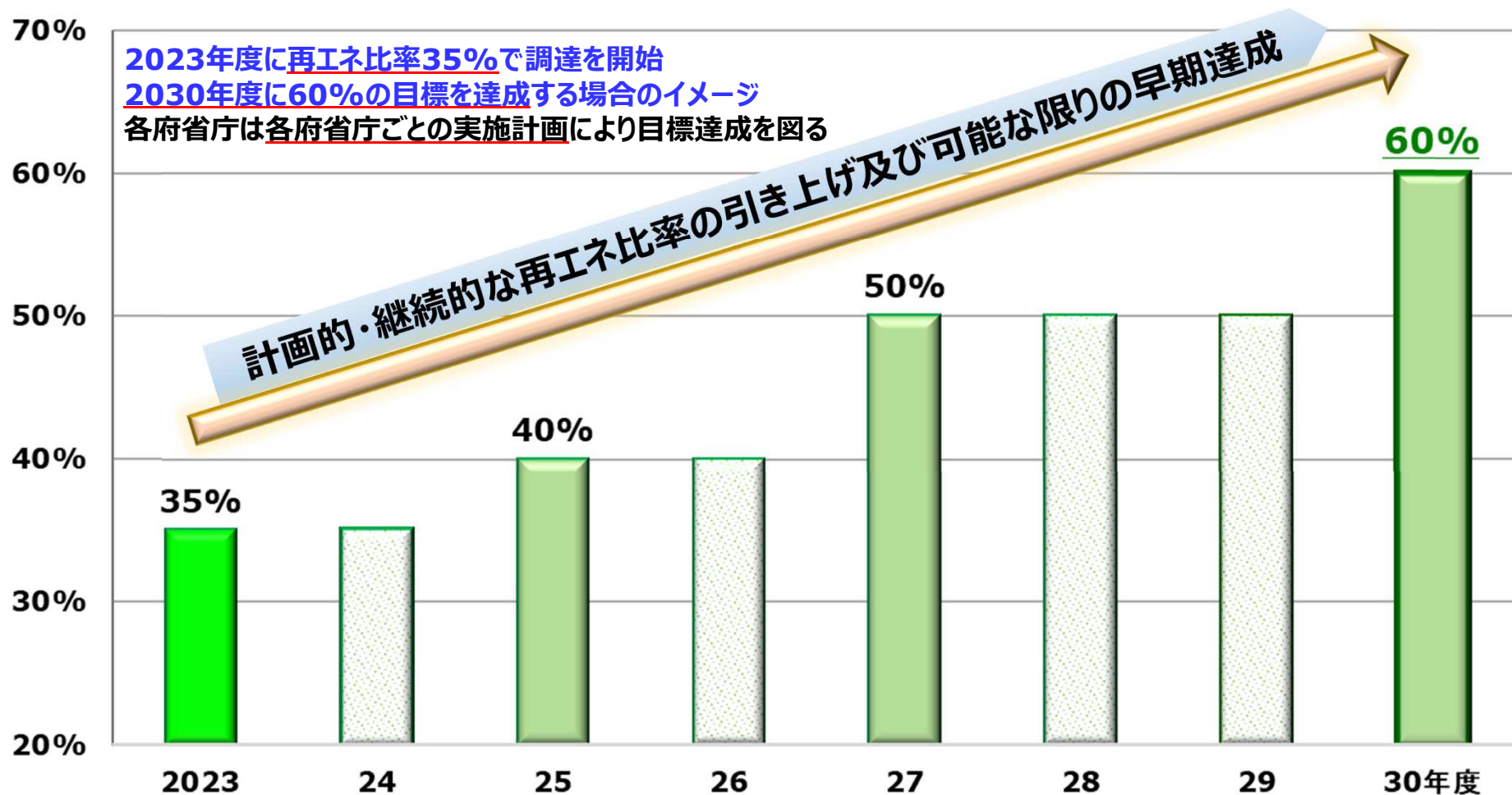
以下の状況を点検・確認し、電力専門委員会における議論等を踏まえ、**最低限の再エネ電力比率の引き上げの必要性**等について検討

- ✓ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の調達実績
 - 政府実行計画に基づく各府省庁の実施計画の再エネ電力比率の目標の進捗状況（国の機関）や再エネ電力の内訳等を確認
- ✓ 供給区域別の小売電気事業者の再エネ電力の供給状況等

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和5（2023）年度の調達電力に占める最低限の再エネ比率を35%
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施（2年に1回程度を想定）
 - ➡ 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、適切な再エネ比率を提示

（再エネ比率）



【参考】再エネ電力の種類・内容（電源と証書等の関係）

環境配慮契約における再生可能エネルギー電源と証書等の関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引				相対取引
			FIT	非FIT			電気とセット 又は トラッキング付
				再エネ指定		再エネ指定 なし	
				トラッキング付	トラッキング無		
再生可能エネルギー の導入状況※ ¹	○※ ³	○※ ³	○	○※ ⁴	×	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達※ ²	○	○	○	○	×	×	○

※1：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

※2：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力（30,000kW以上。ただし、揚水発電を含まない。）を含む）

※3：グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書）及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る

※4：トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

【参考】各府省庁の実施計画の再エネ電力比率目標及び実績

- 政府実行計画及び同計画実施要領に基づき各府省庁が令和4年度に策定した実施計画における再エネ電力の比率の目標及び2021年度の実績は以下のとおり
 - 原則としてすべての府省庁において2030年度までに最低60%以上を目標として設定（民間ビル等に入居している場合も再エネ電力の調達に配慮）
 - 令和3（2021）年度における政府全体の再エネ電力の調達割合は27.0%

府省庁名	2030年度までの目標	2021年度の実績	府省庁名	2030年度までの目標	2021年度の実績
内閣官房及び内閣府本府	60%以上	8.2%	法務省	60%以上	5.5%
内閣法制局	記載なし	13.7%	外務省	60%以上	9.9%
人事院	60%以上	6.1%	財務省	60%以上	12.3%
宮内庁	60%以上	86.8%	文部科学省	60%以上	12.1%
公正取引委員会	60%以上	3.7%	厚生労働省	60%以上	15.2%
警察庁	60%以上	13.3%	農林水産省	60%以上	3.5%
金融庁	※1	0.5%	経済産業省	60%以上	87.0%
消費者庁	※2	12.5%	国土交通省	60%以上	7.3%
デジタル庁	※3	3.0%	環境省	100%	52.0%
復興庁	記載なし	23.3%	防衛省	60%以上	44.0%
総務省	60%以上	8.6%	政府実行計画（全体）	60%以上	27.0%

※1：官民合築の建物で、その電力契約は管理組合が行っており、直ちに電力の60%以上を再エネ電力とすることは困難であるが、2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかける

※2：消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再エネ電力とする

※3：電力の調達先は、デジタル庁が入居する民間ビルにおいて決定しているが、今後デジタル庁が建築物を新築する場合には、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを目指す

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の普及促進に向けた考え方は以下のとおり

- **再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること**
 - ➡ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
 - ➡ 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- **再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること**
 - ➡ 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の内容等について、例年実施しているアンケート調査を踏まえ検討



小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等について検討

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等
- ✓ 調達者向けの契約関連情報の提供については契約締結実績調査結果を踏まえ検討
- ✓ 併せて経済産業省における国としての需要家への情報提供のあり方の検討状況を注視

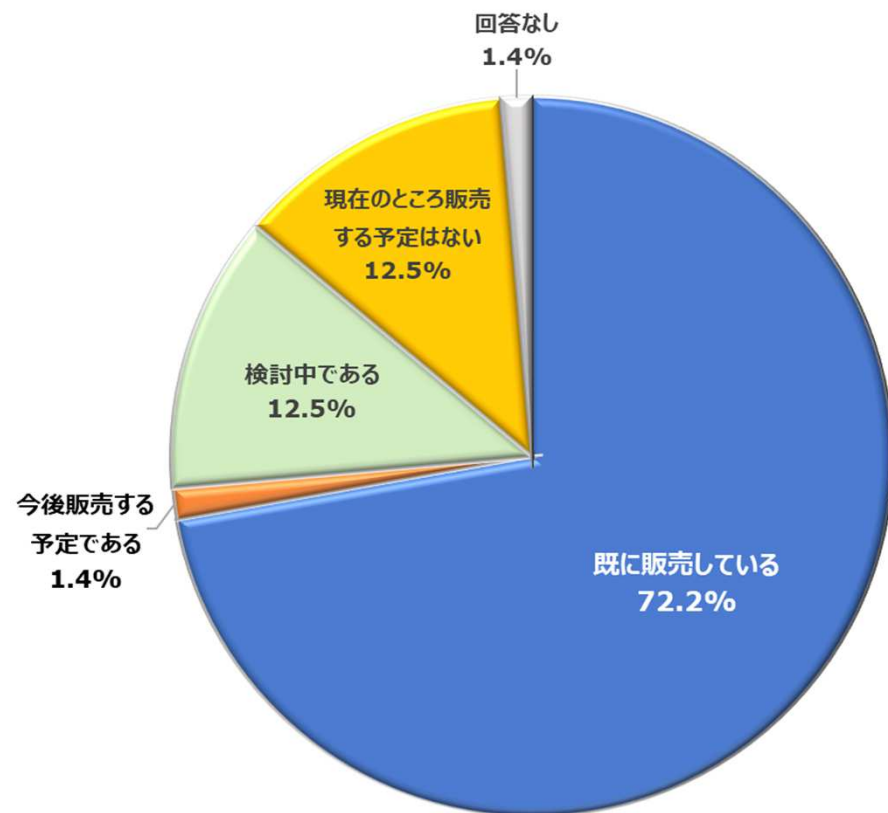
【参考】再エネ電力メニューに関するアンケート調査結果

○ 「再エネ電力メニュー（電源が特定できるものに限る）の販売状況」

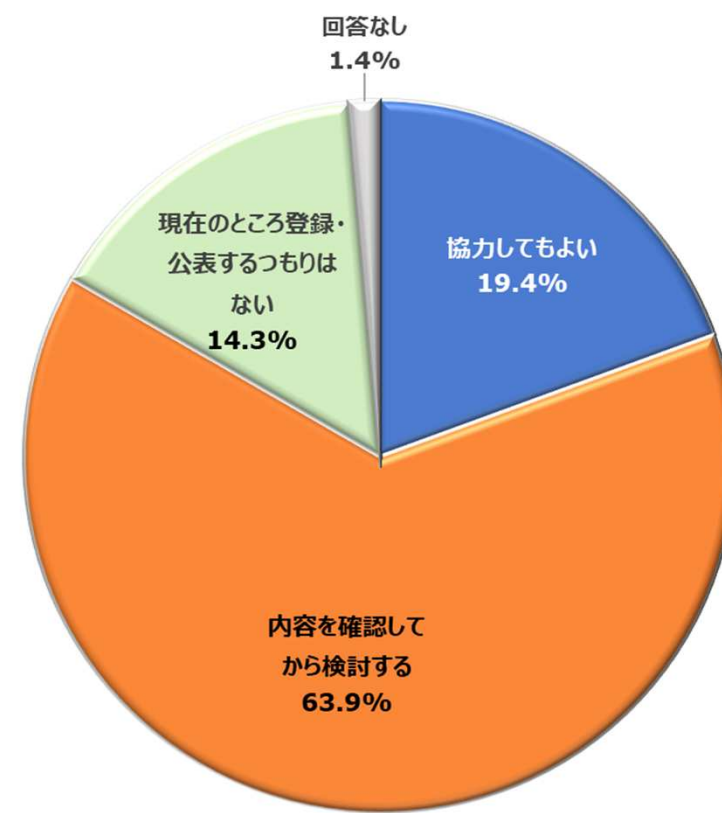
- 「すでに販売している」が**72.2%**
- 「今後販売する予定である」が**1.4%**
- 「検討中である」が**12.5%**
- 「現在のところ販売する予定はない」が**12.5%**

○ 「再エネ電力メニューの登録・公表の仕組みを構築した場合の協力の可否」

- 「協力してもよい」が**19.4%**
- 「内容を確認してから検討する」が**63.9%**
- 「現在のところ登録・公表するつもりはない」が**14.3%**



再エネ電力メニューの販売状況
(電源が特定できるもの)



再エネ電力メニューへの登録・公表への協力の可否

I. 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
 - ➡ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
 - ➡ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
 - ➡ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的に検討を実施し、適切な時期にとりまとめ

② 昨今の電力事情による影響等の把握及び対応策等の検討

国際的なエネルギー情勢の変化に伴う電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討

- 昨年来の国際的なエネルギー情勢の変化により、国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約における影響等の把握が必要であること
 - ➔ 国及び独立行政法人等における調達実績への影響等の把握※及び分析
 - ※ 契約期間内の小売電気事業者の変更状況、最終保障供給契約への移行状況、調達電力の再エネ電力比率の設定状況、環境配慮契約未実施機関における未実施理由等



本専門委員会における「排出係数しきい値の引き下げの必要性」及び「調達電力の再エネ電力比率の引き上げの必要性」等の検討に当たって、昨今の電力事情による環境配慮契約への影響等を把握するとともに、必要に応じ適切な対応策等を検討

【参考】最終保障供給契約の推移

- 昨年夏頃から最終保障供給契約の電力・件数ともに増加
 - ➡ 2022年9月～2023年3月までは概ね7万～9万件/月程度で推移
 - ➡ 他方、2023年3月後半以降は大幅に減少、直近では16.4千件/半月



最終保障供給の契約電力及び件数（2022年6月30日～2023年6月15日）

③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

総合評価落札方式を含めた適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め検討が必要であること
 - ➡ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の継続実施
 - ➡ 総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入可能性について、契約方式、評価項目・基準等を検討

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和5年度の専門委員会及び中期の基本方針等検討スケジュール（案）

Ⅱ. 建築物に係る契約

建築物専門委員会※において、以下の事項を中心に検討を行い**基本方針等の改定に反映**

※ 令和4年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会において継続設置了承

1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
- ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

令和4年度における建築物に係る契約の基本方針の改定

- 令和4年度において**建築物に係る契約の体系を整理**。建築物の設計、維持管理及び改修の契約類型間の連携推進。改定前後の**基本的事項（基本方針）**の体系は以下のとおり

令和4年度までの基本方針の体系

3. 省エネルギー改修事業に係る契約

4（1）①建築物の設計に係る契約

4（1）②建築物の維持管理に係る契約

令和5年度からの基本方針の体系

建築物に係る契約

4（1）①建築物の設計に係る契約

4（1）②建築物の維持管理に係る契約

4（1）③建築物の改修に係る契約

ア. ESCO事業に係る契約

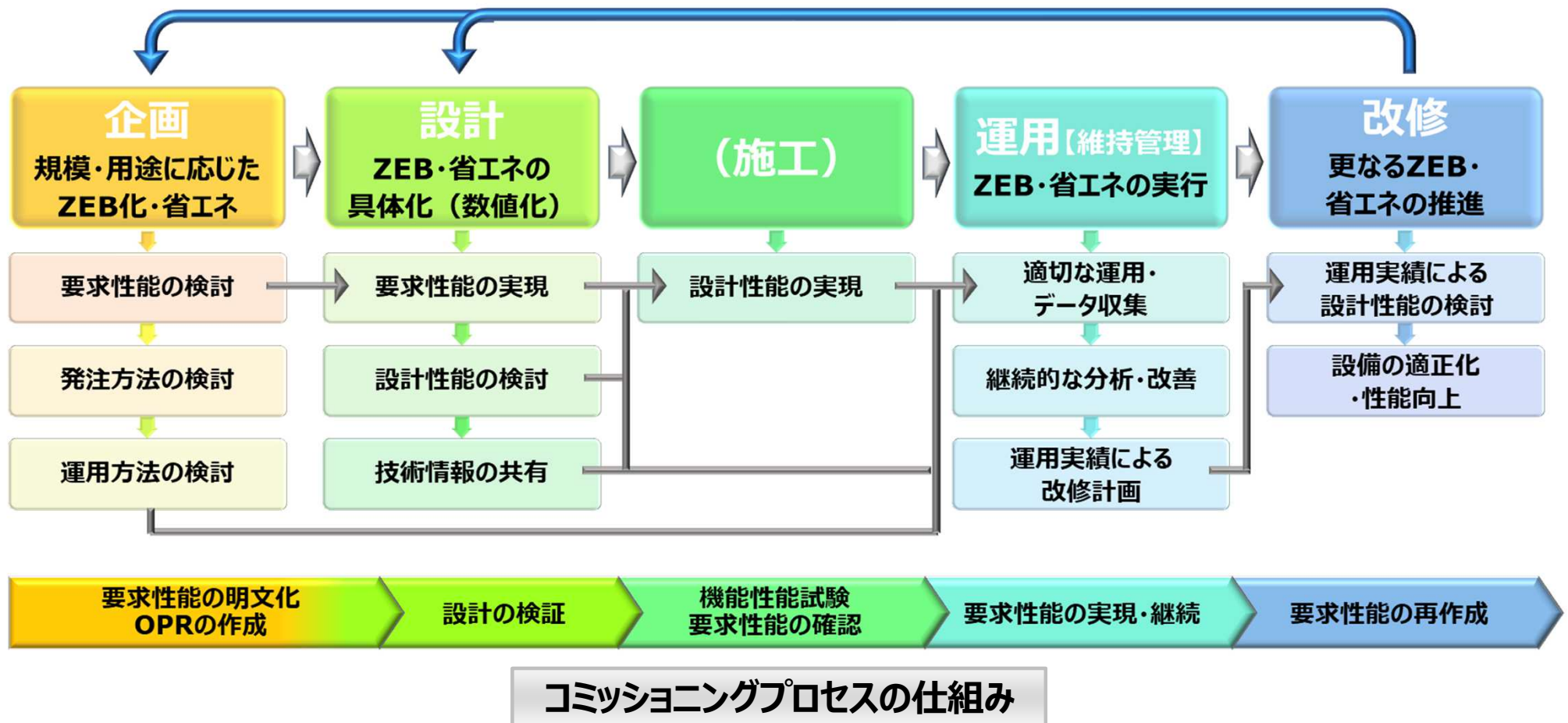
→ ESCO事業に係る基本的事項については3の記載内容を参照

イ. その他の省エネ改修事業に係る契約

→ その他の省エネ改修事業は新たな契約類型

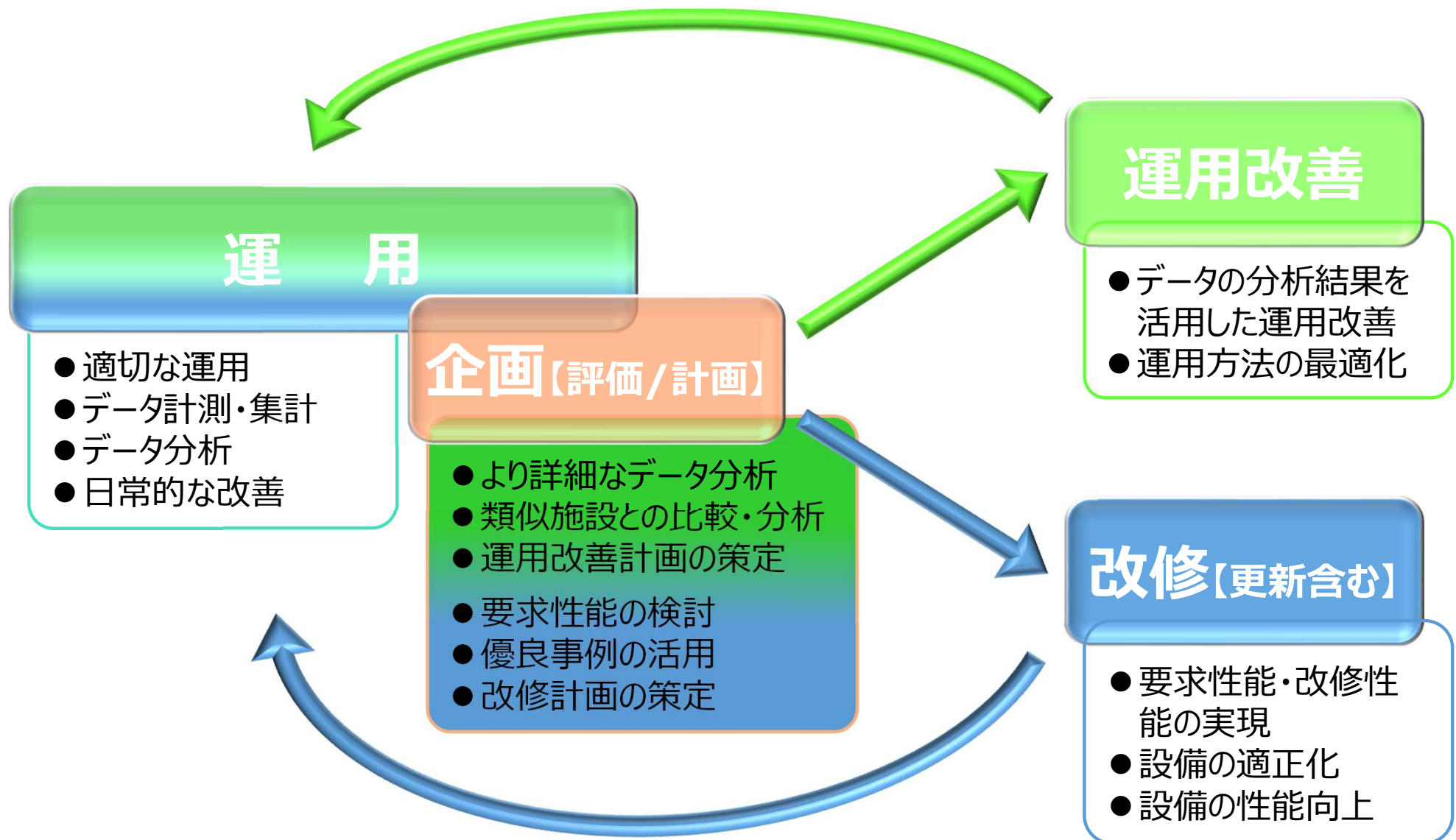
新築建築物の各契約類型間の効果的な連携のイメージ

企画・設計段階のZEB化、徹底した省エネ対策、再エネの導入、運用段階の要求性能の実現・改善、改修段階の運用実績データの活用など建築物のライフサイクルにおいて各契約類型が効果的・有機的に連携、脱炭素推進のためコミショニングプロセスを活用



既存建築物の運用段階と更新・改修の効果的な連携のイメージ

既存建築物は運用段階におけるデータ計測・分析等を通じた改善への取組、更新・改修に向けた運用実績データの積極的な活用等要求性能実現のためコミショニングプロセスを活用



Ⅱ. 建築物に係る契約

建築物に係る契約に関する検討事項等

1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
- ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

建築物の維持管理に係る契約における更なる実施率向上のための方策の検討及び具体的な対応

- 運用段階における省エネの徹底、更に脱炭素に向けた対策の推進を図る観点から、環境配慮契約の実施率の向上は喫緊の課題
- 令和4年度契約締結実績の調査結果を踏まえ、環境配慮契約の更なる実施率向上を図るための普及促進策が必要
 - ➡ 環境配慮契約の未実施理由の把握及び内容の精査
 - ➡ 未実施理由の内容に関する分類・整理、当該理由に対応した環境配慮契約の実施に資する適切な情報提供



建築物の維持管理に係る契約に関する発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報について検討

- ✓ 令和4年度契約締結実績調査（現在調査中）における事例収集調査及び発注者ニーズ調査の集約、複数年契約、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式の実施状況の把握
- ✓ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の具体的なメニュー化（他の契約類型及び建築物のライフサイクルにおけるメニュー化と連携）

② データ計測・分析、評価指標等に関する検討

データ計測・分析、評価指標等の検討について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 維持管理の運用段階における成果を評価するための指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要



施設規模・運用管理体制に対応したエネルギー（又は温室効果ガス）の**管理レベルの周知**及び適切な**データ計測・分析等の推奨**

- ✓ エネルギー管理レベルの設定に必要となる情報の検討・整理及び提供
- ✓ エネルギー管理レベルに応じたエネルギー（又は温室効果ガス）の管理指標・目標の設定による継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用

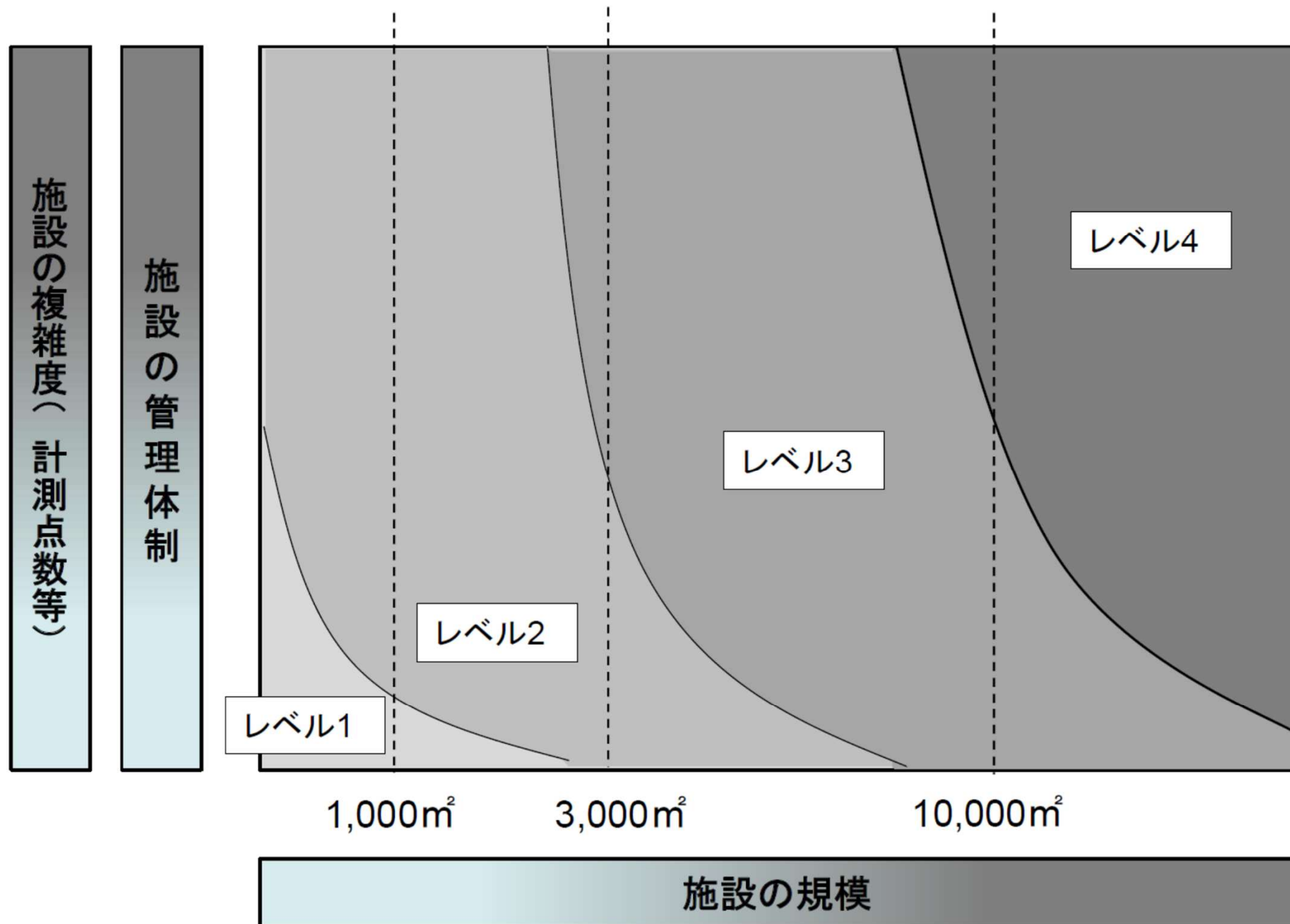
エネルギー消費量（又は温室効果ガス）の**ベンチマークとなる原単位**（面積当たり、入居者当たり等）の**試算及び公表**

- ✓ 環境配慮契約締結実績調査結果から地域別・用途別・管理レベル別の原単位の試算

【参考】施設の管理レベル設定の目安、エネルギー管理の方法等

		管 理 レ ベ ル			
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
設定の目安	規模	～1,000㎡	1,000～3,000㎡	3,000～10,000㎡	10,000㎡～
	空気調和設備の形式	個別方式	中央方式	中央方式	中央方式
	中央監視制御装置の形式	警報盤（集中管理用）	簡易型監視制御装置	簡易型監視制御装置 又は監視制御装置	監視制御装置
	施設管理体制	職員	職員	職員又は外部委託 （非常駐、常駐）	外部委託 （常駐）
エネルギー管理の方法等	エネルギー消費量等の把握・評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 主な用途種別ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 主な用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 ○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 ○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施 ○ 空調二次側システムの性能の確保、評価を実施
	管理指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量（電力・ガス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO₂排出量） ○ 主な用途種別ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO₂排出量） ○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） ○ 主要機器・システムの性能（機器・システムCOP等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO₂排出量） ○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） ○ 主要機器・システムの性能（空調二次側を含む）

【参考】施設の規模等による管理レベル設定の目安



【参考】管理レベルに対応したベンチマーク指標（イメージ）

管理レベル	管理指標
レベル1	<ul style="list-style-type: none">○ 電力、ガス、油等の使用量○ 施設全体のエネルギー使用量○ 温室効果ガス総排出量
レベル2	<ul style="list-style-type: none">○ 施設全体の1次エネルギー消費量○ 主な用途種別ごとのエネルギー使用量（電力、ガス、油等）○ 温室効果ガス排出量
レベル3	<ul style="list-style-type: none">○ 施設全体の1次エネルギー消費量○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力、ガス、油等）○ 温室効果ガス排出量
レベル4	<ul style="list-style-type: none">○ 施設全体の1次エネルギー消費量○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力、ガス、油等）○ 温室効果ガス排出量



施設の諸元（例）
<ul style="list-style-type: none">○ 地域別○ 建物用途○ 延床面積（㎡）○ 入居者数（人）○ 建物用途に関する指標 等

③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に向けて

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策を進めるためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等を選択することが重要
- 実施すべき具体的な対策等がわかり難いこと等から、維持管理に係る環境配慮契約の実施率が低い状況にある要因の一つとも考えられるところ



建築物の維持管理に係る契約における環境配慮契約の実施率の向上にも資するよう、**発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供について検討**

- ✓ 令和4年度契約締結実績調査（現在調査中）において把握する具体的な運用段階における取組事例等の分類・整理及び類似施設等への横展開について検討
- ✓ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討と併せて実施
- ✓ 省エネ・脱炭素に係る取組・対策のコスト面を含めた分類・メニュー化の検討
- ✓ メニュー化に当たっては、特に先進事例・優良事例、省エネ効果の高い取組・対策等の収集・整理を優先

Ⅱ. 建築物に係る契約

建築物に係る契約に関する検討事項等

1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
- ② データ計測・分析、評価指標等に関する検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

建築物のライフサイクルにおいて3つの契約類型の効果的・有機的に連携することにより、一層の温室効果ガス排出削減を目指す

- 建築物のライフサイクルにおいて、徹底的な省エネルギー対策を図るとともに、脱炭素化を目指すことが必要
- 省エネルギー対策の実効性をより高めるためには、企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階をデータの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメントしていくことが重要



建築物の設計段階又は改修段階において維持管理の運用段階における**データ計測・分析結果等の他の契約類型への展開及び活用**を想定した具体的なデータ等の検討

省エネ・脱炭素化に向けた**対策・取組等の連携の具体化・メニュー化**の検討

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化（維持管理におけるメニュー化と連携）

【参考】建築物のライフサイクルにおける対応の方向（まとめ）

段 階	対応の方向等
企 画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に対する要求性能の明確化等（OPR）を促すためコミショニングプロセスの適用の検討 ○ 運用段階におけるデータ計測・分析のための適切なデータ収集の仕組みの提案
設 計	<ul style="list-style-type: none"> a. 環境配慮契約（環境配慮型プロポーザル方式）の更なる実施率の向上のための方策 b. 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定 c. 官庁施設整備に適用する基準類の見直しの内容の環境配慮契約への反映
維持管理 （運 用）	<ul style="list-style-type: none"> a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境配慮契約の実施に資する情報提供等の普及促進策の実施 ◆ 事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率向上に資する情報提供 b. データ計測・分析、評価指標等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 維持管理の運用段階における管理レベルの設定及びデータ計測・分析等の推奨 ➢ BEMS導入施設、省エネ診断実施施設におけるデータ計測・分析の実施・分析結果の公表 c. 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事例の収集・整理及び適切な情報提供及び省エネ・脱炭素の取組・対策のメニュー化 d. 運用改善に資する契約方式・契約方法等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務内容、契約方式に対応した入札参加資格、評価項目・評価内容等の提示 ➢ 複数年契約、複数施設の一括発注等の実施可能性に関する検討の推奨 ➢ データ計測・分析等に係る業務の維持管理業務との分離発注の可能性の検討
改 修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の特性、エネルギー消費実態等を踏まえ適切な改修（ESCO事業・その他の省エネ改修事業）の選択 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ESCO事業に適した施設等に対する普及促進策の実施 ➢ 既存建築物の省エネ改修（その他の省エネ改修事業）の推進
契約類型間 の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に係る契約に関する契約類型間（設計、維持管理及び改修）の連携による相乗効果の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ データ計測・分析結果等の他の契約類型への展開・活用 ➢ 建築物のライフサイクル全般におけるOPR等のコミショニングプロセスの適用 ◆ 省エネ・脱炭素化に向けた取組・対策等のメニュー化

➢ 令和5年度より順次実施

◆ 令和5年度において具体的検討又は情報の内容等を継続的に更新

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約**
- IV. 令和5年度の専門委員会及び中期の基本方針等検討スケジュール（案）

Ⅲ. その他の環境配慮契約

令和5年度の検討事項等

■ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する検討

- 現行の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において総合評価落札方式の「燃費基準値」として使用しているグリーン購入法に係る自動車の判断の基準が本年12月の「エコカー減税」の見直しによる改定が想定される
- 具体的にはハイブリッド自動車を含むガソリン車、ディーゼル車等の減税対象となる燃費基準値が段階的に引き上げられる予定※
 - ※ **25%軽減措置**の場合は2023年12月末まで**60%達成レベル**、2024年1月～25年4月末まで**70%達成レベル**、2025年5月～26年4月末まで**80%達成レベル**



令和5年度税制改正大綱のエコカー減税の内容及びグリーン購入法に係る判断の基準（燃費基準値）の改定を踏まえ、**自動車の購入及び賃貸借に係る契約**における取扱いを検討の上、**解説資料に反映**



グリーン購入法の燃費基準値算定式における**燃費基準達成率の見直し**を反映

【参考】乗用車のエコカー減税の見直し内容

令和5年度の「税制改正の大綱」の乗用車に係るエコカー減税の見直し内容

車種	減免区分	21年4月～ 23年4月	23年1月～ 23年12月	24年1月～ 25年4月	25年5月～ 26年4月
EV・FCV・PHV・ CNG	2回免税	要件なし			
HV・ ガソリン自動車・ LPG・ ディーゼル自動車	2回免税	燃費基準達成率120%～			125%～
	1回免税	90%～			100%～
	50%軽減	75%～		80%～	90%～
	25%軽減	60%～		70%～	80%～
	本則税率				75%～

注1：燃費基準値は2030年度

注2：EV：電気自動車、FCV：燃料電池自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車、CNG：天然ガス自動車、HV：ハイブリッド自動車、LPG：液化石油ガス自動車

【参考】2030年度燃費基準値に対応した総合評価値の算定方法

【総合評価値の算定方法】

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}} \rightarrow \begin{matrix} \text{標準点(100点)} + \text{加算点} \\ \text{入札価格(円)} \div 1\text{万円} \end{matrix}$$

$$\text{加算点} = \text{満点(50点)} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

- 燃費目標値は燃費基準値の2倍、加算点の満点（上限値）は50点到固定
- 「提案車の燃費値」及び「燃費基準値」の単位はkm/L
- 加算点の式の分母は **燃費基準値** = 燃費目標値 - 燃費基準値 = 燃費基準値 × 2 - 燃費基準値

グリーン購入法における乗用車の燃費基準値の算定式（WLTCモード）

燃費基準値（FE:km/L）は車両重量（M:kg）に応じ以下のとおり

$$\rightarrow \text{FE} = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$\rightarrow \text{FE} = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FEは小数点以下第2位を四捨五入

α:燃費基準達成率で0.6 **β:燃料がガソリンの場合1.0、軽油の場合1.1、LPガスの場合0.74**

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和5年度の専門委員会及び中期の基本方針等検討スケジュール（案）

令和5年度における専門委員会の検討スケジュール（案）

月	電力専門委員会	基本方針検討会	建築物専門委員会
4年 12		第3回基本方針検討会（20日） 令和5年度に電力専門委員会及び建築物専門委員会の継続設置を了承	
5年 7		第1回基本方針検討会（24日） ○ 環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等（専門委員会における検討事項等） ○ 検討スケジュール	
8～9	第1回専門委員会（9月上旬） ○ 電力専門委員会における検討事項等（電気の供給を受ける契約の方針等） ○ 検討スケジュール		第1回専門委員会（8月下旬） ○ 建築物専門委員会における検討事項等（建築物に係る契約の方針等） ○ 検討スケジュール
10	第2回専門委員会（上中旬） ○ 排出係数しきい値引き下げの必要性に関する検討 ○ 再エネ電力最大限の調達に向けた取組、再エネ電力比率の引き上げの必要性に関する検討 ○ 基本方針又は解説資料の改定案 ○ 電力専門委員会とりまとめ案		第2回専門委員会（中旬） ○ 建築物に係る契約の実施率の向上に向けた取組、データ計測・分析、評価指標、ベンチマーク指標に関する検討 ○ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討 ○ 基本方針又は解説資料の改定案 ○ 建築物専門委員会とりまとめ案
10		第2回基本方針検討会（下旬） ○ 専門委員会とりまとめ結果報告 ○ 基本方針及び解説資料の改定案 ○ 検討スケジュール	

IV. 中期の基本方針等検討スケジュール（案）

契約類型	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和12年度(2030) までの予定	
電気の供給を受ける契約	排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引き下げ及び運用の実施					<ul style="list-style-type: none"> 排出係数に関連する制度、電気事業者の取組進捗等を踏まえ、しきい値の強化 加点項目の整理及び機動的な見直し 再エネ電力の最大限導入に向けた取組推進及び再エネ電力比率の強化 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討 専門委員会の設置検討
		環境配慮契約未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）					
	排出係数しきい値の引き下げ検討	2030年▲46%、エネルギーミックスと統合的な排出係数しきい値の引き下げ方向性の検討		強化された排出係数しきい値による運用	排出係数しきい値の引き下げ必要性の検討		
	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討	新たな加点項目の見直しの検討		加点項目の見直しの反映、実施	加点項目の見直しの必要性の検討		
	再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討			再エネ電力の調達の実施	再エネ電力比率の見直しの必要性の検討		
		総合評価落札方式の導入可能性に係る検討		導入条件、評価方式・項目等に係る検討			
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
建築物に係る契約 (設計、維持管理及び改修)	契約実績調査・分析等	環境配慮契約の更なる実施に向けた検討		環境配慮契約実施率向上の取組の実施	維持管理に係る契約の実施率向上の方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 省エネ・脱炭素対策の検討 専門委員会の設置検討 	
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討		対策相互の連携の具体化・メニュー化等の検討			
		専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
自動車の購入及び賃貸に係る契約	次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の見直し	エコカー減税の動向を踏まえた検討	エコカー減税の見直し、2030年度燃費基準、電動化の市場動向等を踏まえ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
		総合評価の算定方法の見直し結果の基本方針等への反映、実施					
					専門委員会設置検討		
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約	関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の制度・基準や市場動向により必要に応じ検討			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
		検討結果の基本方針等への反映、実施			専門委員会設置検討		

凡例：



※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定